

## 指名事業者選定委員会要綱<sup>(ね)</sup>

平成元年3月31日  
公社要綱第12号

改正	平成4年	5月7日	公社要綱第3号	(い)	平成10年	3月31日	公社要綱第5号	(ろ)
	平成10年	7月16日	公社要綱第8号	(は)	平成11年	5月24日	公社要綱第9号	(に)
	平成14年	3月29日	公社要綱第6号	(ほ)	平成15年	3月31日	公社要綱第8号	(へ)
	平成15年	7月31日	公社要綱第13号	(と)	平成16年	3月31日	公社要綱第5号	(ち)
	平成17年	4月28日	公社要綱第11号	(り)	平成17年	9月30日	公社要綱第14号	(ぬ)
	平成20年	5月30日	公社要綱第12号	(る)	平成23年	3月31日	公社要綱第6号	(を)
	平成24年	6月29日	公社要綱第14号	(わ)	平成24年	9月28日	公社要綱第16号	(か)
	平成24年	12月27日	公社要綱第24号	(よ)	平成25年	1月18日	公社要綱第2号	(た)
	平成25年	3月29日	公社要綱第15号	(れ)	平成26年	3月31日	公社要綱第8号	(そ)
	平成26年	8月29日	公社要綱第9号	(つ)	令和7年	7月30日	公社要綱第12号	(ね)

(設置)

**第1条** 東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）の締結する工事請負契約等につき、適正な運用を図るため、東京都住宅公社契約規程（平成元年公社規程第19号）第27条の規定に基づき、指名事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。(い)(ろ)

(ね)

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、以下に掲げる事項を所掌するものとする。(い)(ろ)

一 予定価格が1件400万円以上の工事請負契約及び業務委託契約に係る事業者選定(つ)

(ね)

二 工事等の施工成績が良好でない等の理由による競争入札の指名停止についての審議

(ぬ)(る)(よ)(つ)

三 工事等成績評定に基づく優良事業者及び不適格事業者に対する審議(へ)(と)(ぬ)(る)

(よ)(つ)(ね)

四 工事の公正な入札を阻害する入札談合情報に関する調査の必要性の有無、入札の執行、契約締結及び契約解除の是非に対する審議(へ)(ぬ)(る)(よ)(つ)

五 契約規程第8条の規定に基づく工事店として契約を締結する事業者の選定及び契約の解除の是非に対する審議。ただし、工事店から申出を受けた場合、又は工事店が破産申立を行った場合における契約の解除は除く。(へ)(ぬ)(る)(よ)(つ)(ね)

六 前各号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認めた事項(よ)(つ)

(構成)

**第3条** 委員会の委員は、総務部長、各部部长、担当部長及び契約課長とし、委員長は、総務部長をもってあてる。(い)(ほ)(る)(を)(わ)(か)(た)(れ)(そ)

(付議手続等)(よ)

**第4条** 契約課長は、委員会に付議すべき事案（以下「付議事案」という。）について取

りまとめを行い、委員会に付議するものとする。(よ)

2 工事又は業務委託において付議事案が生じたときは、原則として、次の各号の所管課長は、当該付議事案にかかる資料を付して契約課長に付議依頼する。(よ)

一 工事にあつては、その監督業務を所管する課の課長(よ)

二 業務委託にあつては、その事案の起案を所管する課の課長(よ)

3 前項の付議依頼は、当該付議事案の完了検査終了後1ヶ月以内に行うものとする。ただし、特別の事情があると委員長が認めた場合は、この限りでない。(よ)

(招集)

**第5条** 委員会は、委員長が招集する。(ろ)(よ)

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(議事)

**第6条** 委員会の議長は、委員長をもってこれにあてる。(よ)

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。その議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。(ほ)

3 委員会の議事は、簡易な事項又は緊急を要するときには、文書の持廻りによって行うことができる。

(意見の聴取)

**第7条** 委員会は、必要に応じ、関係職員を会議に出席させ、意見を聴取し、または報告を求めることができる。(よ)

(事務局)(つ)

**第8条** 委員会の事務局は、総務部契約課とする。(い)(ろ)(よ)(つ)

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会において定める。(よ)

#### 附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

2 営繕工事及び住宅改善工事請負業者等選定要綱(昭和58年5月27日制定)は、廃止する。

#### 附 則 (い)

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

#### 附 則 (ろ)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則 (は)

この要綱は、平成10年7月16日から施行する。

**附 則** (に)

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の指名事業者選定委員会要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則** (ほ)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則** (へ)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (と)

この要綱は、平成15年8月1日から施行し、改正後の指名事業者選定委員会要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

**附 則** (ち)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (り)

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則** (ぬ)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (る)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

**附 則** (を)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (わ)

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

**附 則** (か)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則** (よ)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則** (た)

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

**附 則** (れ)

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

**附 則** (そ)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (っ)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

**附 則** (ね)

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。